

# 知っておきたいソフトウェア 特許関連判決（その17）

— 知財高裁審決取消事件（バーコード付与方法事件）—

ソフトウェア委員会 松下 正

## 1. 判決の要約

- (1) 事件番号：平 18（行ケ）10478 号
- (2) 判決言渡日（判決）：平 19.5.24
- (3) 特許番号：3641271 号
- (4) 審判：無効 2005-80167 号
- (5) 発明の名称：バーコード付与方法

## 2. 事案の概要

1) 本件は甲 1 号証（特開平 10-69522 号公報。以下、「甲 1」という）から進歩性なしとした無効審決に対する審決取消訴訟である。裁判所は、原審決を維持した。

## 3. 本願発明の内容

無効審判における訂正請求後のクレームは下記の通り

### 【請求項 1】

認証要求者の読み取り装置によって読み取られる認証用バーコードをインターネットを通して被認証者の携帯電話に付与するバーコード付与方法であって、

バーコード要求信号受信手段が、発信者番号を含むバーコード要求信号を前記被認証者の携帯電話からインターネットを通して受信するステップと、

検索手段が、前記受信したバーコード要求信号に含まれる発信者番号に基づいてデータベースを検索して、前記被認証者の顧客データが顧客データベースに登録済みであるか否かを判定するステップと、

前記被認証者の顧客データが登録済みであったときには、バーコード生成手段が、前記被認証者に固有の認証用バーコードに対応するバーコード信号を生成するステップと、

バーコード伝送手段が、インターネットを通して前記バーコード信号を前記被認証者の携帯電話に送信し

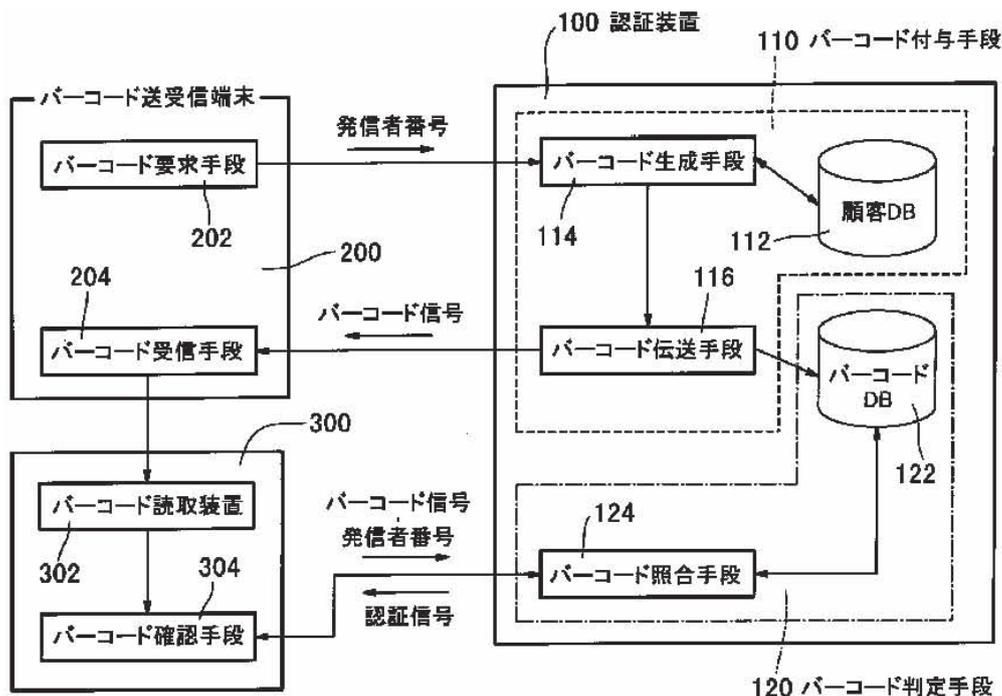


図 1

て表示させるステップと、を備え、

前記バーコード要求信号を受信するステップが、前記バーコード要求信号に応答して、前記認証用バーコードを用いて認証を受けることができる前記認証要求者の選択肢を前記被認証者の携帯電話に送り、前記被認証者にいずれかの認証要求者を選択させるステップを含んでいる、

ことを特徴とするバーコード付与方法。

#### 4. 原審決および裁判所の判断

原審決では、一致点の認定をするにあたって、甲1中の複数箇所の記載（後述の（ア）-（ク））から、一致点を認定する発明が開示されていると認定した。裁判所もかかる判断を維持した。

#### 5. 考察

ほぼ同様の請求項である親出願では、第1次無効審決（無効2005-80099）にて、「ユーザーコード情報生成の条件」について具体的に特定した上、「甲1から進歩性なしとはいえない」との審決がなされた。

これに対して、本件では、公知文献に開示されているデータの具体的な名称にこだわらず、そこに開示されているデータの入力・作成手法や、他のデータと一緒に処理される場合の処理手順などに着目して、開示されているデータの属性を上位概念化して認定し、そのうえで、本件発明におけるデータとの共通性の有無を判断した。審決における開示発明の認定手法は、コンピュータソフトウェア関連発明における認定手法として、参考になると思われる。

本件における甲1の開示認定は以下の通り。

「券発行装置の情報判別部は、発券要求情報、課金

用識別情報、ユーザー識別情報、ユーザーコード情報を入力し、これらを判別仕分けして適切な箇所に送出するものであるが、上記（キ）、（ク）の記載から見ると、発券要求情報、課金用識別情報、ユーザー識別情報は発券の段階でユーザー端末から受信する情報であり、認証の段階では券使用装置からユーザー識別情報、ユーザーコード情報を受信するものである。

上記（エ）の記載によれば、発券要求情報に基づく券情報の検索は、課金用識別情報による課金が可能となった後で行われることが分かる。そして、ユーザーコード情報の作成はユーザが検索結果の中から、あるものを選択したときに行われるから、甲第1号証のものは、「課金可能」「券情報検索」「ユーザーコード情報作成」の順に処理が行われているとみるのが至当である。また、課金については、課金用識別情報を用いる代わりに、「ユーザー情報記憶部に207に記憶される複数のユーザー情報から発券要求情報に含まれるユーザー識別情報に対応するユーザー情報を読み出し、このユーザー情報に含まれる銀行口座番号やクレジットカード番号に基づいて課金を行う。」と記載されている。そして、ユーザー識別情報によりユーザー情報記憶部から対応するユーザー情報を読み出すことは、ユーザー識別情報に基づいてユーザー情報記憶部を検索していることになる。

以上より、甲第1号証には、上記記載事項（ア）-（ク）からみて、課金を課金用識別情報の代わりにユーザー情報を用いて行うものとして、次の発明が記載されている。…」

なお、親出願は、差し戻し後の第2次無効審決にて甲1から無効と判断された。

（原稿受領 2009. 5. 26）